

議第四号議案

埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条

例

埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和二十二年埼玉県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「その住所地から招集地までの距離に従い、次の区分により定額で、その費用を弁償する」を「一般職の職員に支給する額に相当する額を費用弁償として、一般職の職員の旅費支給の例により支給する」に改め、各号を削る。

附 則

1 この条例は、平成二十九年八月一日から施行する。

2 改正後の埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

平成二十九年三月二日提出

埼玉県議会議員

鈴木正人

同

醍醐清

同

岡重夫

同

菅原文仁

同

井上航

同

石川忠義

同

並木正年

同

大嶋和浩

提案理由

県議会議員の費用弁償の額を改正したいので、この案を提出するものである。